

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成20年1月15日認可した。

平成20年1月25日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
高松市前田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）穂村地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）宮ノ浦地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）新池地区
〃	単独市費補助土地改良事業（かんがい排水事業）中塚地区
四箇池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）神内池Ⅱ地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）神内池Ⅲ地区
香川町南部土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）西新開地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）漆原地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）西股支線地区
〃	単独県費補助土地改良事業（農道事業）荒北地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）堂ノ奥地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）柳原下地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）龍満中地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）下川原北地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）大春田支線地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）引土地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）柳原地区
〃	香川用水非受益地域用水確保事業王子原池地区